



Title	J. S. ミルにおける分配の法則の成立根拠
Author(s)	佐々木, 憲介
Citation	経済學研究, 45(2), 77-93
Issue Date	1995-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32002
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(2)_P77-93.pdf



J. S. ミルにおける分配の法則の成立根拠

佐々木 憲 介

序

経済法則の探究は、経済学の課題のひとつをなすものと考えられてきた。したがって、これまでも数多くの経済法則が提唱されてきたのであるが、同時に、経済法則そのものの性格についての方法論的な考察も行われてきた。そのような方法論的な考察の嚆矢となったのが、ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-73) による研究であった。経済法則に関するミルの議論のなかで、とりわけ有名なものは、生産の法則と分配の法則との区別に関するものである。ミルによれば、生産の法則は物理的真理の性格をもっていて変更することはできないが、分配の法則は人為的制度的問題であり変更することができる、というのである。我々は先に、ミルの生産の法則について考察を加えた¹⁾。それによれば、ミルにとって生産の法則とは、何よりもまず生産増加の法則であった。生産の増加は、労働・資本・自然諸要因という3つの生産要因の生産性あるいは量の増加によってもたらされる。生産要因の生産性あるいは量の増加が与えられるならば、その結果として生産がどの程度増加するかということは技術的な問題となる。したがって、その限りでは、生産の法則は人間の意のままにはならないとすることができる。しかし、生産要因の生産性あるいは量がなぜ増減するのかという問題の考察に進むと、

そこには多分に精神的原因が関与していることが明らかになる。経済学本来の考察対象は、むしろそのような精神的原因のはずなのであるが、ミルはその部分を生産の法則から分離することによって、生産の法則は物理的真理の性格をもつ、と規定したのである。我々は以上の考察に続けて、本稿においてミルの分配の法則を取り上げ、あわせてミルによる生産・分配峻別問題の検討に充てたいと思う。

ミルの分配の法則を検討する場合、まず第1に問題になることは、分配の法則は人為的制度的問題であり変更することができる、とされていることの意味である。分配の法則も法則である以上、規則性をもたなければならず、恣意的に変更することはできないはずである。分配の法則の変更可能性と規則性との関係はどのようになっているのか。この点をまず考察しなければならない。第2に、ミルは『論理学体系』や「定義と方法」において、経済法則は仮説的なものであるという方法論を唱えていたのであるが、分配の法則においては、その方法論がどのように具体化されているのかということが問題になる。我々はこの問題を、分配論のなかでも特に議論の焦点となってきた賃金基金説を例として、考察してみることにする。第3に、『経済学原理』(以下、『原理』と略)の第2篇「分配論」のなかには、おびただしい歴史的事実と、それに基づく帰納的一般化とが見られるのであるが、この部分はミルの経済学方法論の観点からはどのように位置づけられるのか、ということが問題になる。以下、これらの諸問題を順次考察し、ミル『原理』における分配の法則の方

1) 佐々木[24]。本稿はまた、多くの点で、佐々木[23]の議論を前提としている。

法論的性格を明らかにしたい²⁾。

I. 分配の法則の性格

1. 分配の規則と分配の法則

ミルによれば、分配の法則の特徴をなすものは、それが人為的制度に依存するものであって変更することができるという点である。この点が、物理的真理の性格をもっていて変更することができないと考えられた、生産の法則との違いだというわけである。この点について、ミルは次のように述べている。「生産の法則と異なると、分配の法則は、一部は人為的制度に属する。なぜならば、ある特定の社会において富が分配される様式は、そこに行われている法規もしくは慣例 (the statutes or usages) に依存しているからである。」[PE,p.21,1-62頁]。しかし他方では、分配の法則も法則である限り、規則性という性格をもたなければならない。いやしくも、分配の現象にも法則が成り立つのであれば、一定の現象には他の一定の現象が規則的に伴うのでなければならず、これを恣意的に変更することはできないはずである。したがって、法則が成り立つことを主張するのであれば、分配の法則も生産の法則と同様に、物理的真理の性格をもつものと考えなければならないことになる。実はミル自身そのように考えており、分配の法則は、変更可能であるとともに物理的法則の性格をもつものでもある、と述べているのである。

ミルの述べるところを引用してみることにしよう。

「富の分配を決定する規則 (rules) は、その社会の支配層の意見と感情 (opinions and feelings) とによって形成される。…それらは、人間本性の基本的諸法則が、知識および経験の現状、ならびに社会制度および知的道徳的文化の現状とからみあって生じた帰結である。しかし、人間の意見の発生に関する法則は、我々の当面の主題の範囲の外にある。それは人間進歩の一般的理論という、経済学よりもはるかに広汎かつ困難な研究題目の一部を成すものである。ここで我々が考察しなければならないことは、富がそれに従って分配されるところの規則の、原因ではなく帰結である。そして少なくともそれらの帰結は、生産の法則と同じように、恣意的なところはほとんどなく、物理的法則の性格をもっているのである」[PE,p.200,2-15頁]。

引用文中に述べられている決定関係を整理すると、人間本性の基本的諸法則と環境→支配層の意見と感情→分配の規則→分配の法則、ということになる。人々が分配の規則に従って行為することによって、分配の法則が成立する。そのようにして成立する分配の法則は、生産の法則と同じように恣意的なところはほとんどなく、物理的法則の性格をもっている。しかし、支配層の意見と感情とに基づく分配の規則は変更可能であり、したがって、それを枠組みとして成立する分配の法則も変更することができる。つまり、分配の法則が生産の法則と違って変更可能であるというのは、その枠組みとなっている分配の規則が変更可能だということを意味しているのである。それゆえ、分配の法則については、変更可能性を一面的に強調するのではなく、変更可能性と規則性という二重の性格をもつと言うべきであろう³⁾。すなわち、分配の法則は、

2) [16]「論理学体系」、[17]「定義と方法」、[18]

『経済学原理』の三著作から引用する際には、それぞれSL, DM, PEという略語を付して、本文中に原書ページと邦訳ページとを併記する。たとえば、[PE,p.21,1-62頁]というのは、『原理』の原書21ページ、邦訳第1分冊62ページからの引用であることを示す。なお、訳文は必ずしも訳書のとおりではない。本稿は、経済学方法論の観点からミルの分配論を検討するものであり、その視角が限定されているため、ミルの分配論に関する先行諸研究に対する言及は十分ではない。先行諸研究の全体像については、馬渡[30]およびde Marchi[5]の展望を参照されたい。

3) シーニアもまた、同じ意味においては、分配の法則の可変性と規則性との二重性格を指摘している。「富の性質と生産とに關係するものは、普遍的に真である。富の分配に關係するものは、

ある枠組みの中でのみ成立し、それを支えている条件が変われば、修正されることになるという性格のものなのである。

したがって、分配の法則は、法則として成立する限りでは、生産の法則と共有する特徴をもっている。それにもかかわらず、ミルが両法則の相違を強調したのは、両法則の区別が、理論的な意味だけではなく、社会改革にとっての実践的な意味をももっていたからであった⁴⁾。すなわち、土地に代表される自然諸要因の制約によって、人間の努力にもかかわらず、生産の増加はやがて停止してしまう。先進国イギリスが当面する課題は、生産増加の限界をふまえて、人口の抑制や分配の改善を図ることである。ミルは、このような実践的な主張を強く印象づけるために、生産の法則は人間の意のままにはならないが、分配の法則は変更することができる、と述べたのである。

2. 分配の規則と国民的性格

分配の規則は、諸個人の行為をある一定の方向に向けることによって、分配の法則を成立させる。そこで、分配の規則の問題を考察するためには、ミルの行為論を確認しておかなければならない。ミルの考えでは、そもそも社会科学が科学であるためには、人間の行為にも因果律が成り立たなければならない。一定の原因には一定の結果が恒常的に伴うという因果律は、ミルにとって科学の基礎であり、精神現象で因果律が成立しない場合には、道徳科学一般が存在

しないということにもなってしまう。人間行為の因果関係は、動機→意志→行為の連鎖から成り、性格が与えられている限り、意志は動機によって決定される。「個人の精神に現れる諸動機が分かると、また同じように、個人の性格と性向とが分かると、その個人の行為する仕方が誤りなく推論される。我々がその人物を十分に知悉し、その人物に働きかけるすべての誘因を知れば、我々はその人物の行為を、自然の事象を予測できるのと同じ確実性をもって、予知することができるだろう」[SL, pp.836~837, 6-10~11頁]。同じような状況において、同じ動機の組み合わせが与えられても、性格が違えば、それらの諸動機の中のどれが優勢になるのかという点で違いが現れ、意志や行為も違ったものとなる。たとえば、イギリス人・アメリカ人の国民的性格を前提とすると、商人は金銭上の利得という動機に基づいて行為するが、ヨーロッパ大陸においては、安楽や虚栄という動機が金儲けの欲望をしばしば凌駕することがある、という[PE, p.906, 6-131頁]。

社会の成員の行為を一定の方向に向けるという点で、分配の規則は国民的性格と呼ばれるものと共通性をもっている。しかし、支配層の意見と感情とに基づく分配の規則が、国民的性格と具体的にどのような関係にあるのかということは、明らかではない⁵⁾。人間の意見の発生に関する法則を研究する「人間進歩の一般的理論」が、『論理学体系』における「性格学」および「国民的性格学」とどのような関係にあるのかということも、明らかではない。しかし、意見や感情も、個人や国民の性格も、人間本性の基本的諸法則と環境とから形成されるという点は共通

たとえば奴隷制や法定独占や救貧法の事例に見られるように、特定の国の特定の制度によって影響されがちであるが、事物の自然状態 (natural state) を一般的規則 (general rule) として定めることができる。特定の攪乱原因によって生み出される例外は、あとで説明すればよい」(Senior [18], p.3, 邦訳5頁)。この場合の自然状態とは、交換によって分配が行われる状態のことであり、分配論の課題は、その状態の下で成立する分配の法則を考察することであるという (ibid., p.89, 邦訳186頁)。

4) この点については、馬渡 [32] を参照されたい。

5) ミルは分配の規則を国民的性格の現れのひとつと考えていたのかもしれない。国民の性格は、「国民の間に広く行きわたっている格率 (maxims) や、与論の一般的方向を示す他のいろいろな徴候や、不断に尊敬され感嘆されている人物や作品の性格や、その国民自身の創造であるか、または国民が認めかつ支持している法律や制度、等々のうちに示されている」[SL, p.867, 6-64頁]。

である。また、周知のようにミルは、「我々が望むならば我々の性格を変えることができる」[SL,p.841,6-20頁]という点に、意志の自由を認めていた。同様に、分配の規則も、「もし人間が選択するならば」、これまで以上に異なったものになりうるといふ[PE,p.200,2-15頁]。性格にせよ分配の規則にせよ、それが与えられている場合には行為の仕方は決定されるが、もし人間が望むならばそれを変更することができる。しかし、仮にミルが分配の規則の形成と性格の形成とをだぶらせて考えていたとしても、「国民的性格学」が内実のあるものとして残されていない以上、分配の規則の形成について考察するのに「国民的性格学」を援用するということはできない。したがって、我々にとって可能なのは、ミルのいう性格の中には、規則に従うという一面も含まれているのではないかという推測だけであり、分配の規則の起源を研究する方法については、明らかにされないままに留どまるのである⁶⁾。

3. 分配の規則の内容

いずれにせよ、分配の法則は分配の規則に基づいて成立するのであるが、では分配の規則というのは、具体的には何を指しているのだろうか。ミルによれば、それは2種類の規則からなる。第1に、だれに分配されるのかということを決する規則として、所有関係があり、具体的には私有財産制または共有財産制といったものがそれに当たる。経済学の当面の課題は私有財産制の研究にあるから、私有財産制に限ってみると、それはさらに、労働・資本・土地という生産諸要因をだれが所有するかに応じて、さまざまな階級関係に分かれる。すべてが一階級によって所有される場合として、奴隷制または

自作農制があり、2つの階級によって所有される場合として、さまざまなタイプの地主・小作制があり、3つの階級によって所有される場合として、労働者・資本家・地主からなるイギリス型の3階級制がある。第2に、私有財産制を前提とすると、どのように分配されるのかということを決する規則として、競争(competition)と慣習(custom)とがある。これらの規則の中で分配の法則を生み出すものは競争であり、競争を伴う階級関係としては、地主・小作制の1つのタイプである入札小作制と三階級制とがある。ただし、ミルが主として考察しているのは3階級制の下での分配の法則であるから、我々の考察も主としてそこに向けられなければならない。いずれにせよ、分配の法則は、特定の階級関係と競争という分配の規則に基づいて成立し、法則が成り立つ限りでは物理的法則の性格をもつ。しかし、その枠組みとなる分配の規則を変えることによって、法則を修正あるいは廃棄することができるのである。

人々が競争に従うか慣習に従うかによって、生産物の分配の仕方は異なる。たとえば、分益農(metayers)は慣習によって定まっている地代(生産物の2分の1ないし3分の2)を地主に支払う。地代の水準は歴史的に形成された個性的なものであり、ここには規則的に成り立つ法則というものはない。ところが、地代が競争によって決定される場合には、地主は最も高い地代を支払う借地人に土地を貸す。農業に三階級制が成立している場合には、資本家の借地農業者が土地を求めて地代を引き上げ、通常の利潤率以上の差額がすべて地代として地主の手に渡る。競争と三階級制という分配の規則を前提とすると、つねにこのような地代の法則が成立するのである。しかし、分配の法則を成り立たせる分配の規則は、いつでもどこでも存在するというわけではなく、歴史的・地理的に限定されたところにしか見られない。そのような分配の規則が存在し、したがって分配の法則が成立する地域として、ミルが念頭に置いているのは、

6) ミルの社会科学方法論における国民的性格学の位置については、立川[27]の優れた議論を参照されたい。また、高島[26]は、ミルは社会状態そのものの発展に関する研究を一般社会学に委ね、経済学の純粋科学化を推し進めたと述べている。

言うまでもなく19世紀のイギリスである。その意味でミルは、古典派経済学が唱える分配の法則の適用範囲を、歴史的・地理的に限定したとすることができるのである⁷⁾。しかし、適用範囲の限定はそれのみにとどまらない。ミルによれば、競争にせよ3階級制にせよ、そのような分配の規則はイギリスにおいてさえ完全には実現されていないというのである。

4. 分配の規則の仮説性

競争が全面的に行われているというのは、歴史的現実ではなく仮説的想定であると言わなければならない。ミルによれば、従来のイギリス経済学者たちは、競争の結果を強調して慣習の影響を軽視する傾向があった。もっとも、「経済学は競争の原理を通してのみ科学の性格をそなえるのであるから、この点を考えるならば、それも理解しうることである。地代、利潤、賃金、価格は、競争によって決定される限りにおいて、その法則を指摘することができるのである。競争がこれらのものの唯一の規制者であると仮定せよ。そうすると、これらのものを規制するところの、きわめて一般的な、科学の厳密な諸原理を確定することができるであろう。経済学者は、正当にもこのことを自分の本務と考えている。抽象的または仮説的科学としての経済学に、これ以上のことをなすように要求することはできないし、事実なしえないのである」[PE,p.239,2-90~91頁]。ここで「抽象的または仮説的科学」というのは、重要ではないと考えられた事情を除いた想定から演繹する科学という意味である。この場合には、競争が唯一の規制者であって、独占も政府の干渉もなく、慣習による

競争の制限も全くない状態を想定して演繹を行うということである。もちろん、そのような状態というものは、現実には存在しないのであるが、現実に対する第1次の近似として、「科学の必然的に採用しなければならない方法」[DM,p.322,178頁]だというのである。たとえば、ミルの時代においてさえ、小売市場においては競争よりも慣習の方が支配的であった。「今日までのところ、小売商業が主として、あるいはかなりの程度、競争によって決定されるのは、ただ事業の大中心地においてのみである。その他の土地においては、競争がともかくもある作用をするとすれば、それはむしろ、時おり攪乱する影響として作用しているのである。常時的規制者となっているのは、買い手および売り手の心に抱かれている、ある種の公平(equity)あるいは正義(justice)の概念によってしばしば修正されるところの慣習である」[PE,p.243,2-98頁]。

3階級制についても、同様の問題がある。ミルによれば、3階級制というものは、世界の限られた地域にしか見られない制度である。「イングランド、スコットランド、およびベルギーとオランダのある地方が、世界において、農業に使用される土地と資本と労働とが一般的に別々の人々に所有されている、ほとんど唯一の国々である」[PE,pp.235~236,2-84頁]。しかしこのことは、これらの国々には三階級に属さない人々がいないということの意味するものではない。ミルの分配論の場合、三階級の中に位置を占める労働者とは生産的労働者のことであり、不生産的労働者は含まれていない[PE,p.235,2-83~84頁]。現実の社会には、生産的労働者だけではなく、聖職者・兵士・家事使用人・芸能人

7) もっともミルは、分配の法則の結論は局地的にのみ真であるけれども、その方法は普遍的に適用できると述べている。「代数方程式のいくつかを解いた人が、同じ種類の他のすべての方程式を難無く解くことができるように、イングランド、あるいはまたヨークシャーの経済学に通じている人は、前提が変化するときと同じ結論を期待しないだけの良識があれば、現実のまたは可能な、あらゆる

国民の経済学に通じることができる」[SL,p.904,6-128頁]。なお、出口によれば、ミルは進歩主義的歴史意識をもっており、イギリスあるいはアメリカ社会が歴史の進行の頂点に立ち、他の国民の経済社会も歴史の進展とともにその状態まで進歩する、と考えていたという。出口[36]、306-307頁。その場合にも、イギリスを対象とする経済学は普遍性を主張しうることになる。

などの不生産的労働者がいるのであるが、経済理論においてはそれらの人々が捨象されている。その根拠について、ミルは次のように述べる。3階級以外の人々は、「これらの階級から生産物を譲り受けるのでなければ、何ものをも得ることができない。社会の残りの人々は、事実上、不生産的なサービスという等価を提供し（もし何らかの等価を提供するとすれば、である）、これらの階級の費用において養われているものである。したがって、経済学においては、全社会はこの3階級から成り立つと考えられるのである」[PE,p.235,2-84頁]。すなわち、生産物が労働者と地主と資本家との間に3分されるということも、攪乱的な要因を捨象した仮説なのである[PE,p.336,2-272頁]。

II. 競争による分配

1. 賃金の法則

では、競争と三階級制という分配の規則が純粋に行われている仮説的狀態においては、どのような分配の法則が成立するというのであろうか。生産に参与する階級が労働者・資本家・地主という三階級であることに対応して、賃金・利潤・地代が、それぞれの取り分として分与される。したがって、分配の法則とは、賃金・利潤・地代の水準を決定する法則ということになる。本稿では、その中の賃金の法則を取り上げて、分配の法則の特徴を考察することにする⁹⁾。ミルによれば、賃金の法則は大きく2種類に分かれる。「賃金という標題の下に考察すべきことは、第1に、一般に労働賃金を決定する、あるいはこれに影響を与えるところの諸原因であり、第2に、さまざまな職業の賃金の間に存在するところの差異である。この2つの部類の問題は別々に取り扱うのが便利である。そして、賃金の法則について議論する場合には、まず最初に

は、あたかも平均的な程度の強度と不快さを伴う普通の不熟練労働以外は存在しないかのようにして、議論を進めるのが便利である」[PE, p.337,2-276頁]。すなわち、平均的賃金を決定する法則と、職業間の賃金格差を決定する法則とが、ミルのいう賃金の法則ということになる。

ここで平均的賃金を決定する法則といわれているものが、いわゆる賃金基金説 (the Wages-fund doctrine) にほかならない⁹⁾。この場合には、競争と三階級制とが全面的に行われているという一般的な仮定に加えて、平均的な程度の強度と不快さを伴う普通の不熟練労働以外は存在しないという仮定が加えられており、その意味で仮説的・抽象的な性格がさらに強くなっている。このような仮定の下では、「賃金は主として労働の需要と供給とに依存し、あるいはよく使われる表現を用いるならば、人口と資本との間の割合に依存する」[PE,p.337,2-276~277頁]。ここで人口というのは、ただ労働階級だけの人数のことであり、資本というのは、ただ流動資本の中の労働の購買に支出される部分だけのことでありとされる。ただし労働の雇用に向けられる資金は、実際にはこの資本部分以外にもあり、兵士や家事使用人などの不生産的労働と交換される基金をも加えて、両者の総計が賃金基金 (wages-fund) と呼ばれる。したがって、人口と対比されなければならないのは資本ではなく賃金基金のはずなのであるが、賃金基金のほとんどは生産的労働者の賃金に充てられるので、他の比較的小さく重要ではない部分を無視して賃金基金と流動資本中の賃金部分とを同一視し、さらに省略して、「賃金は人口と資本とに依存する」[PE,p.338,2-277頁]という表現を用いるのだ、というわけである。不生産的労働者の雇用に充てられる基金を無視するという

8) 三階級制と競争とを前提とする分配の法則を総括的に考察したものとして、馬渡 [33] がある。参照されたい。

9) 賃金基金説を表す英語の表記は一定していない。“Wage”と単数形にする場合もあるし、ハイフンをつけない場合もある。また、“doctrine”ではなく“theory”を用いる場合もある。ここでは、Cairnes [4], p.158の表記にしたがっている。

ことは、生産的労働者・資本家・地主という三階級制を仮定するという立場からすれば、当然の処置であったということが出来る。

2. 賃金基金説と因果法則

さて、賃金は労働の需要と供給とに依存するとされるわけであるが、需要は賃金基金によって表され、供給は人口によって表されている。しかし、需要・供給といっても、それは労働需給の総枠を決定するものについて述べているだけである¹⁰⁾。労働の需要量・供給量と賃金率との間の関数関係といったものは、派生的な問題として現れるにすぎない。この場合の需給の均衡というのは、賃金基金の総額によってすべての労働者人口が雇用されることを意味するだけであり、均衡的な賃金というのは、「賃金基金/労働者人口=平均賃金」という関係が成り立っている場合の平均賃金のことであるにすぎない。この関係は3つの変数の間に同時に成り立つ関係であるから、ミルによる秩序の区分によれば、共存 (coexistence) の関係ということになる [SL, p.324, 3-75頁]。しかし、この共存の関係は、いくつかの原因が合成して形成される結果にはほかならない。ミルの科学論においては、均衡状態も、力学的現象に典型的に見られる原因の合成の一事例として解釈されうる。「よく知られている例は、相反する2つの等しい力によって1つの物体が均衡を保っている事例である。…力学上の力は運動の原因を意味するものにほかならないのに、そこでは運動の2つの原因による結果の和は静止なのである」 [SL, p.443~444, 3-283~284頁]。

しかし、ミルが重視したのは、均衡的な平均賃金の決定に関する共存の法則というよりも、そのような平均賃金の変化に関する法則であっ

た。「賃金(というのは、もちろん一般的賃金率を意味するのであるが)は、労働者を雇うために使用される基金の総計が増加するか、あるいは勤め口を求める競争者の数が減少するか、いずれかでなければ上昇しえないし、労働に対する支払いに充てられた基金が減少するか、あるいは支払いを受ける労働者の数が増加するか、いずれかでなければ下落することはありえないのである」 [PE, p.338, 2-277~278頁]。すなわち、賃金基金と人口との変化が原因で、平均賃金の変化が結果であるということになる。この場合も、複数の原因の合成を前提として、そこから1つの結果を演繹的に導出しているわけである¹¹⁾。ミルにとって、平均賃金の決定に関する法則そのものよりも、平均賃金の変化に関する法則の方が重要であったのは、後者が実践と深く関係していたからであった。すなわち、この法則を知ることによって、平均賃金の上昇という望ましい目的を実現するためには、賃金基金の増大か人口の抑制か、いずれかの手段を取らなければならないということが明らかになるからである。

そもそもミルの科学論においては、因果関係のような継起 (succession) の秩序に関する知識は、実践的な関心と結びついているものとみなされている。「現象に関するすべての真理の中で、我々にとって最も価値があるのは、現象の継起に関する真理である。これらの真理の知識に、未来の事実にたいするあらゆる合理的予見と、事実働きかけるために我々の所有するあらゆる力とが基づいている」 [SL, p.324, 3-75頁]。我々の問題との関連で言えば、賃金基金と人口との現在の動向を知ることによって、平均賃金の未来の動向を予測することができるし、さらに賃金基金と人口とに積極的に働きかける

10) 「この理論は需要供給の法則が作用する普通のケースとして述べられることが多かったけれども、需要供給の価格表についてはいかなる考えも述べられなかったし、真の均衡的な賃金率を規定するどんな試みもみられなかった」 (Blaug [3], p. 187, 312頁)。

11) ケアンズは、このような演繹の仕方を、精神的に制御された実験 (an experiment conducted mentally) あるいは仮説的実験 (hypothetical experiment) と呼ぶ。賃金基金説と因果法則との関係については、Hausman [6] も参照されたい。

ことによって、平均賃金を上昇させることができる、というわけである。なかでも、低賃金を是正する手段として、ミルが人口の抑制を強く主張したことは周知の通りである。ミルによれば、基金が急速に増加するような希な場合を除けば、高賃金を実現するためには人口の抑制を必要とする。また、基金の急増によって一時的に高賃金を実現したとしても、生活水準の向上が人口増加につながるならば、再び賃金は下落してしまう。したがって、どうしても人口の抑制が必要になると考えたのである。

3. 賃金基金説を支える仮定

人口が抑制される場合には、賃金基金の増加も賃金上昇をもたらすことができる。では賃金基金は、どのようにして増加するのであろうか。仮定によって、賃金基金は流動資本中の賃金部分と同一視されているので、この資本部分の増加が問題となる。資本の増加は、貯蓄の財源の大きさと貯蓄を促す意向の強さとに依存する。増加した資本は固定資本と流動資本とに分割され、流動資本はさらに原材料と賃金とに分割されるから、賃金基金の増加は、これらの分割比率にも依存する。したがって、賃金基金はこれらいくつかの要因に依存しながら増加してゆくことになる。先に均衡的な平均賃金を決定する法則を考察したときには、賃金基金と人口とを一定と仮定していた。重要なことは、仮説的・抽象的な科学としての経済学においては、攪乱原因を捨棄しているため、そのような理論は現実を忠実に反映するものではない、ということである。明らかに、賃金基金や人口が一定であるというのは、仮説的・抽象的なレベルが高い段階での仮定である。したがって理論を現実に近いようにするために、この仮定を修正して、賃金基金や人口の変化を導入することは、ミルの方法論からいって、正当な手続きであるといえることができる。抽象のレベルが異なるにつれて、仮定が手直しされるのは、いわば当然のことなのである。

たとえば、リカードウの賃金論に対するミルの注釈がこのことを示している。リカードウによれば、一定の時と所には最低限の賃金率というものがあり、一般的賃金率はいつもこの最低限に近づこうとしている。つまり、一般的賃金率がこの最低限を下回ると人口が減少し、労働供給が減少して賃金が増加する。逆に、最低限を上回ると人口が増加し、労働供給が増加して賃金が下落する。したがって、労働人口の増減が表面化するのに必要な時間よりも長い時間にわたって、一般的賃金率が最低限の賃金率から乖離し続けるということはない、というのである。ミルによれば、「この仮定は真理を含んでいる。そしてその真理は、抽象的科学の目的からいえば、この仮定を容認させるのに十分なものである。そして、リカードウ氏がこれから引き出している結論、すなわち賃金というものは結局は食料価格とともに騰落するものであるという結論は、仮説的には、すなわち同氏が出発点とする想定を承認するならば真である。しかし、これを実際に応用する場合には、同氏がいう最低限なるものは、とくにそれが肉体的最低限ではなく道徳的最低限と名づけるものであるときには、それ自身変動しがちなものであることを考慮する必要がある」[PE,p.341,2-283~284頁]。つまり、仮説的・抽象的な理論は、現実をそのまま反映するものではないということ、現実に近いようにするためには、当初の仮定を修正する必要があるということが、述べられているのである。

ミルによる「賃金基金説の撤回」といわれるものは、上記のような仮定の手直しの一例であるといえることができる。周知のように、W. ソーントンは、1869年刊行の著作において、固定した大きさの賃金基金の存在を前提とする考え方を批判した¹²⁾。これに対してミルは、“Fortnightly Review”の1869年5月号と6月号の書評論

12) Thornton [20]。「撤回」問題を理論的に考察したものとして、Negishi [16] 所収の一連の論考がある。参照されたい。

文において、その仮定は動かしえないものではなく、修正が可能なものであることを主張したのである。すなわち、「雇用者が、自分の事業を営むために投じるつもりであった基金だけではなく、彼が生活必需品を超える自分の個人的支出のために使おうと思っているものの全部をも吸収するところまで、賃金が上昇することを本来的に不可能にするような自然法則などは存在しない。賃金上昇にとっての真の限界は、どれだけの上昇があれば破産してしまうか、あるいは事業を捨てる気にさせられるかということを現実的に考慮することであって、賃金基金の動かしえない限界なのではない」¹³⁾。つまりミルは、固定した賃金基金という仮定から、増減する賃金基金という仮定へと、仮定を修正することができると考えているのである。

ミルの方法論によれば、経済理論はそもそも仮説的・抽象的なものであり、仮定と現実との間にはさまざまな段階がある。賃金基金説にしても、基金が一定の大きさであるか否かという仮定以外にも、多数の仮定を背後にもっている。たとえば、賃金がすべて競争によって決定されるという仮定も、現実をそのまま反映しているわけではない。イギリスでさえ、賃金決定には慣習の影響が見られ、「雇主が競争の利益を十分に利用するならば、労働の報酬が現在よりも低くならないような労働の種類というものはほとんどない」[PE, p.337, 2-276頁]。競争が賃金の主要な規定者であるといっても、慣習の影響が全くないわけではないのである。さらに、普通の不熟練労働以外の労働は存在せず、賃金格差が存在しないということ等々、ミルが明示しているものを挙げるだけでも、理論が現実そのものを反映しているわけではないことは一目瞭然である。事実ミルは、『原理』第2篇第14章では「普通の不熟練労働以外の労働は存在しない」とい

う仮定を修正して、職業の差異による賃金の相違について論じるのであるが、だからといって、先の仮定の下で考察された平均賃金の法則が無意味になるわけではない。要するに、何を明らかにするのかという目的に応じて、仮定が異なってくるのである。

ミルにとって、経済法則の重要な任務は、実践の指針となることであつた。賃金基金一定という仮定を置くと、平均賃金を上昇させるためには、人口の抑制が必要であるということが直ちに明らかになる。経済現象の一側面を鮮明に示すためには、攪乱的な要因を捨象しなければならない。しかし、この仮定を置いたまま労働組合の問題に賃金基金説を適用すると、労働組合の賃上げ運動は無効であるということが示されてしまい、賃金基金説は、本来の課題を離れて意図せざる副産物を生み出してしまうことになる¹⁴⁾。ミルの立場からすれば、労働組合の意義を明らかにするためには、別の仮定を置いて別の結論を導かなければならない。すなわち、賃金基金は固定しておらず、雇用者の奢侈的支出の部分にまで食い込めるものと仮定するならば、労働組合は雇用者と分配を争う存在であることが示される。解明すべき目的に応じて仮定を操作することは、いかにもご都合主義のような印象を与えるが、経済理論が仮説的・抽象的なものであることを考えれば、この操作は当然のことなのである。ただし、仮定の操作の背後に実践的な価値意識が潜んでいる場合も多く、そのような例は経済学の歴史のなかに山積している。経済学方法論の主要問題のひとつが、科学と価値との関係をめぐるものであつたことをみても、それはつねに経済学につきまといてきた問題であつたということができるのである。

いずれにせよ、賃金基金一定という仮定を伴

13) Mill[14], p.645。したがって、賃金率が下落して賃金基金が余る場合にも、労働の需要量が増加する必要はなく、余分の基金は雇用者の個人的支出に回されることになる。

14) 賃金基金説は、そもそも労働組合に対する攻撃を意図して考案されたわけではなく、この説を唱えた経済学者たちは、むしろ労働組合の意義を認めている場合が多かった。Blaug [1], pp.124-127, 邦訳190-193頁。

う賃金基金説は、ミルによってその意義を完全に否定されたと考えることはできない。このことは、『原理』のその後の改訂において、従来の叙述が維持されたことによって明らかである。1871年刊行の『原理』第7版の序文で、ミルは次のように述べている。1865年に第6版および『民衆版』を刊行した後で、「需要および供給の理論に関して、また賃金に対するストライキおよび労働組合の影響に関して、有益な論争が行われ、それによってこれらの主題に対していつそのの光明が投ぜられることとなった。しかし、この論争の結果は、著者の見解によれば、まだ経済学の概論の中に取り入れるほど熟してはいない」[PE,p.xciv,29頁]。ここには、賃金基金説に関する従来の叙述が誤っていたという自己批判は、何ら示されていない。また本文においても、従来の説が変更された形跡は見られないのである¹⁵⁾。

III. 歴史的事実の役割

1. 『原理』における歴史的事実

『原理』のなかには、おびただしい歴史的事実の記述が含まれている。とくに第2篇の第5～10章は、奴隷制(slavery)、自作農制(peasant properties)、分益農制(metayer system)、入札小作制(cotiteir tenure)といった農業制度に関する具体的事実を豊富に含んでいる。しかもミルは、単に事実を記述するだけでなく、個々の事実から帰納的に経験的法則を導くという操作をも実質的に行っているのである。したがって、これらの諸章は、経済学の演繹的性格を強

調するミルの経済学方法論とは、一致しないような印象を与えがちであった。しかし、ミルの直接的演繹法においても、事実の知識と帰納の手續きとが必要とされていることは言うまでもない。すなわち、その第1段階において演繹の前提を導く場面と、その第3段階で演繹の結論を検証する場面と、2つの場面で事実の知識と帰納の手續きとが必要になるのである¹⁶⁾。したがって、帰納の手續きがあるというだけで、方法論と『原理』との不一致を云々することはできない。事実、これらの諸章で行われていることは、主として演繹の結論を検証するために経験的法則を求めるということなのである。問題となるのは、方法論上の相違ではなく、三階級制を前提とする議論と比べて、一階級制および二階級制を前提とする議論においては、検証の部分が不釣り合いなほどに大きなものとなっている、という点なのである。このことは、『原理』が社会哲学への応用をも目指すものであったということに関係している¹⁷⁾。すなわち、アイルランドの農業制度の改革をめぐる、ミル自身の改革案の説得力を高めるために、検証の部分を厚くする必要があったのである。以下我々は、

15) ミルの「撤回」は『原理』に実質的な影響を及ぼしていないという点については、白井 [33] の分析を参照されたい。なお、Vint [21] は、ラカトシュの科学研究プログラムの方法論に従って賃金基金説の発展と衰退とを論じているが、ミルが『原理』で賃金基金説の放棄を明示しなかったのは、代替的プログラムがまだ登場していないことを考慮したからであると解釈している (pp. 248, 255)。

16) 演繹の前提を導く場合の帰納は、要素的法則を導くものであり、結論を検証する場合の帰納は、経験的法則を導くものである。この2種類の法則は、混同されてはならない。演繹の前提を導く帰納は、方法論的には要請されているが、実際にはミル自身によっても実行されてはおらず、そもそも実行不可能なものであった。この点の詳細については、佐々木 [23] を参照されたい。なお、Hollander [7], pp.71-78, 104-106および [8], pp.339-343, 邦訳427-432頁は、演繹の前提を導く帰納が行われていると述べており、この点で私見とは異なる解釈を示している。あわせて参照されたい。

17) 「たとえば自作農に関する事実は、読者がおそらくは感ずるであろう興味よりも、この主題に関するミル自身の興味に釣り合うような分量を占めている。しかし、このように断じては、誤った見解をもつことになるかもしれない。ミルがその序文で強調しているように、彼の論考は実際の『応用』を豊富に含んでいるのである」(Schumpeter [17], p.541, 邦訳第3分冊1138-1139頁)。ミル自身、『原理』の成功は社会哲学への応用に負うもの

具体的にこのことを明らかにする。

まず、第2編の第5～10章で、何が論じられているのかを確認しておくことにしよう。これらの諸章は、分配論のなかに含まれてはいるが、分配の法則を主要な問題としているわけではない。奴隷制・自作農制の場合には、生産物がひとつの階級の所有に帰するので、階級間の分配は問題にはならない¹⁸⁾。分益農制・入札小作制の場合には、2つの階級の間で分配が行われるのであるが、慣習的に分配が決定される分益農制についても、分配の法則は問題とはならない¹⁹⁾。ミルによれば、経済法則は競争を前提として成立するのであるから、慣習が支配するところでは、そもそも分配の法則が成り立たない。ミルは、分益農制について次のように述べている。「生産物の分割が可変的な規約 (convention) によって定められないで固定的な慣例 (usage) によって定まる問題である場合には、経済学は分配の法則を研究する必要はない。経済学は、自作農の場合と同じように、ただこの制度が第1には小農階級の状態に対して精神的および物質的にどのような影響を与え、また第2には労働の効率に対してどのような影響を与えるか、その影響を考察すればよいのである」[PE, p.

299, 2-203頁]。これらの諸章でミルがとくに力をいれて論じているのは、各農業制度が人口抑制および勤勉への動機をどれだけ強化しうるのか、という問題であった。このことは、入札小作制についても同様なのである。

各農業制度のなかで、ミルが最も力を入れて考察しているのは、考察に充てられている紙幅からも明らかのように、自作農制についてである。ミルによれば、「奴隷制の欠陥は、もはや議論を必要とする問題ではない」[PE, p. 250, 2-110頁]し、「分益農制は、自作農制特有の長所をそなえているが、ただその度合いが低くなっているのである」[PE, p. 299, 2-203頁]。ミルの時代の係争問題は、アイルランドの入札小作制を廃止したあとに、どのような農業制度を採用するかという問題とも関連して、自作農制と資本家的大農業制とでは、どちらが優れているのかということであった。そして、この問題に関するミルの結論は、過剰人口を予防するという点においても、勤労意欲を高めるという点においても、自作農制の方が優れているというものであった。イギリスにおいては、資本家的大農業制と比べて、自作農制はあまりよく理解されていない。そこでミルは、自作農制という制度は農民のたゆまぬ勤労と過剰人口の抑制とを同時に可能にするものである、という結論を演繹によって導くとともに、他の部分とは不釣り合いなほどの紙幅を充てて、その結論を検証しようとしたのである²⁰⁾。

と考えていた (Mill [15], p. 243, 邦訳206頁)。『原理』の目的を詳細に検討したものとして、馬渡[31]がある。また、ミルの社会哲学については、荒牧[22]および深貝[29]も参照されたい。

- 18) もっとも、奴隷所有者が奴隷に対してどのくらいの生活資料を与えるのか、また定額の地代を支払いながら永久的占有権を保持する農民が、どのくらいの地代を支払うのか、これらのことをも分配に含めるならば、奴隷制や自作農制の一部でも分配は問題になる。
- 19) 「分益農制の原理は、労働者、あるいは小農が地主と直接に契約を結び、貨幣地代にせよ現物地代にせよ、とにかく一定した地代を支払うということをしないうで、生産物の一定の割合を、というよりもむしろ生産物のなかから資財を維持するのに必要であると考えられるところのものを控除したのちに残るところのもの一定の割合を、支払うということである」[PE, pp. 297-298, 2-200頁]。小農が地主に支払う割合は、通常は2分の1、イタリアの若干の地方では3分の2であるという。

- 20) ミルは、1846年から47年にかけて、『原理』の執筆を一時中断して、モーニング・クロニクル紙に、アイルランドに自作農制を設けることを提案する数編の論文を発表した。しかし、その提案は一般の支持を得られなかった。「この案は新しすぎてなじみがなく、そのような方策にはイングランドにも先例がない上に、イングランドでごく普通に見かけるのでないすべての社会現象（よそではどんなにありふれたことでも）に対する英国の政治家や大衆の大変な無知のために、私の努力は完全な失敗に終わった」(Mill [15], p. 243, 邦訳205頁)。

2. 自作農制に関する一般命題

ミルは『原理』第2篇の第6・7章を自作農に関する考察に充てているのであるが、その末尾で次のように述べている。「この形態の土地所有と生産技術の不完全な状態との間には必然的な結合はない。それは、土地がもっている諸力の最も有効な利用ということについて、多くの点において不利であると同時に、やはり多くの点において有利である。現在行われている農業経済の状態のなかで、国民の勤勉と知性と節儉と思慮とに対し、これほど有益な効果を与えるものは、このほかにはひとつもなく、また大体において、これほどその人口の不用意な増加を押さえる傾向をもっているものはない。したがって、国民の道徳的ならびに肉体的厚生にとって、大体においてこれほど好都合な状態はない。雇用労働によるイギリスの耕作制度に比べて、自作農制は労働階級にとって著しく有利な制度であるとみなされなければならない」[PE, pp. 296~297, 2-194頁]。すなわち、自作農が使用する道具は確かに資本家的大農業者のそれと比べれば貧弱であるが、自作農はその弱点を非常な勤勉によって補っており、農業の効率は決して低くはない。また、自作農は人口の増加を思慮深く抑制しており、その生活は一般に裕福である。したがって自作農制は、雇用労働による耕作制度よりも労働階級にとって有利な制度である。これが、自作農制に関するミルの結論であった。この結論の核心をなすものは、①自作農は非常に勤勉である、②自作農は人口の増加を抑制する、という自作農に関する2つの一般命題である。我々が検討しなければならないことは、これらの二命題がどのように導かれているのか、ということである。

ミルはこれらの命題を、第1に、自作農制という制度的状況と、その下での人間の動機とから、演繹的に導く。ここで自作農というのは、自分自身で土地を所有している者だけでなく、一定の大きさの地代を地主に支払うという条件で、土地に対する永久的占有権をもつ者をも含

んでいる[PE, p. 278, 2-163頁]。このような制度的状況にある者は、土地の改良や勤労の成果が自分のものになるわけであるから、非常に勤勉に労働するようになる。つまり、この推論においては、三階級制と競争とを想定する場合と同様に、自作農が富の欲望という動機にしたがって行為するものと考えられており、その富の欲望が自作農制の下で解放されて、たゆまぬ労働を行わせるというのである²¹⁾。人口の抑制も富の欲望から演繹されるのであるが、この場合には、自分自身の生活の豊かさというよりも子供の生活の豊かさが念頭にあるものとされる。「自分よりも悪い運命を子供に伝えたいと思う親はほとんどいない。子供に遺す土地をもっている親は、その子がこの土地によって生活をたててゆくことができるかどうかということを、完全に判断することができる」[PE, p. 284, 2-173頁]。これに対して、雇用労働者という状況においては、人口と賃金水準との関係を認識することが難しく、人口抑制への動機が弱くなるというのである。

第2篇の第5~10章は、主として事実の記述と帰納的一般化に充てられているのであるが、そのなかに演繹の部分が含まれていることを見逃してはならない。演繹は、制度的状況と人間の動機とを前提として、そのような状況において人間がどのように行為するのか、その結果どのような社会現象が現れるのか、ということを導くのである。その場合、人間の動機として考慮されているのは、富の欲望だけであり、せいぜいこれに対抗する2つの動機が加えられるにすぎない。経済的動機以外の他の動機は、すべて捨象されるのである。たとえば、入札小作制下の地主の動機についてではあるが、ミルはつぎのように述べている。「地主が正義感あるい

21) この議論は、Smith [19] 第3編第2章「ローマ帝国の没落後のヨーロッパの旧状における農業の阻害について」における議論と非常によく似ている。スミスもまた、各農業制度を比較して、制度的状況と利己心とから、人間の行為の在り方を導いているのである。

は良識をもっていて、競争によって与えられる特典を利用しない、ということはあることであり、また地主によって、この特典を利用する度合いもさまざまであろう。しかし、ひとつの階級または集団の人々のすべてがその直接の金銭的利益に反した行動をとると期待するわけにはいかないのである」[PE,p.315,2-231頁]。したがって、各農業制度の効果をめぐる演繹においても、あくまでも一般的な動機のみが取り上げられ、攪乱的な動機は捨象されるのであるから、やはり仮説的・抽象的な推論であることに変わりはない。しかし、三階級制と競争とを前提とする演繹の場合と比べると、その結論に対する検証の厚みが違うのである。

すなわちミルは、与えられた事実を一般化することによって、帰納的にこれらの二命題を導く操作も行っている。スイス、ノルウェー、ドイツ、ベルギー、フランス、デンマーク等々の自作農の事例を調べ、それらの個々の事実を一般化して、自作農に関する二命題を導くのである。ここでミルが用いている方法は、一致法 (Method of Agreement) にほかならない。つまり、自作農制と、勤勉および人口の抑制とが常に伴って現れることから、前者が後者の原因であると推論しているのである²²⁾。しかし、ミルによれば、一致法によって因果関係を探究することには固有の欠陥があり、一致法のみでは因果関係を解明することはできない。というのは、未確認の共通の原因があるかもしれないし、それぞれ別々の原因が同じ結果を生み出しているのかもしれないし、いくつかの原因が合成して1つの結果を生み出しているのかもしれないからである [SL,p.394,3-197頁]。これらの可能性を排除できない以上、一致法によって求められた一般命題は経験的法則という地位にとどまることになる [SL,p.520,4-414頁]。しかし経験的法則は、それ自身は科学的法則とはいえないが、理論を検証する有効な手段として機能すること

ができる。「事例の直接の観察と対照とが、我々に、結果に関する経験的法則を与えるとすれば (それが観察したすべての場合に真であっても、ただ大部分に関してだけ真であっても)、理論に対する最も有効な検証は、理論が演繹によってこれらの経験的法則を導くということなのである」[SL,p.461,3-313頁]。

自作農制の優位を裏づける経験的法則は、自作農制に対して十分な理解をもたないイギリス人を説得するために必要であった。ミルが『原理』の初版を執筆し刊行したころ、アイルランドは大飢饉に襲われており、アイルランドの入札小作制の改革は、焦眉の課題となっていたのである。

3. 社会哲学への応用

入札小作制の場合には、地主と小作人との間の分配は競争によって規制されるので、分配の法則が成立することになるが、その場合の分配の法則とは、「地代は土地に対する需要と供給との関係によって決定される」というものにほかならない²³⁾。すなわち、入札小作制においては、「地代は競争によって規制され、土地に対する需要とそれの供給との関係に依存している。土地に対する需要は競争者の数に依存するが、競争者とは全農村人口である。したがって、この種の借地制度の効果は、人口の原理の作用を、イングランドにおけるように資本に対してではなく、直接に土地に対して向けるということである。地代は、このような事態においては、人口と土地との割合に依存する。土地は一定した量であるが、人口は無制限の増加倍をもってい

23) ミルは入札小作制について次のように述べている。「入札小作制という一般的名称によって、労働者が資本家の借地農業者の介在なしに土地に関する契約を結び、かつその契約の諸条件、ことに地代の額が、慣習によってではなく競争によって決定される場合を、すべて例外なしに指すことにしよう。この種の借地制度のヨーロッパにおける主要な実例はアイルランドである」[PE,p.313,2-229頁]。

22) Keynes, [11], p.206,197頁。

るから、何ものかがこの増加を抑止しない限り、土地に対する競争は地代を釣り上げて、それ以上となつては人口が維持されないという最高点まで高めるのである」[PE,p.314,2-230頁]。しかし、名目的な地代はそれ以上に上昇する。ミルによれば、土地を求める競争が激しいために、小作人は支払いうる限度以上の地代を地主に対して申し出るようになり、その結果、実際には支払われることのない名目的地代 (nominal rent) が形成される。すなわち、小作人が支払いうるすべてのものを支払ったのちにも、多額の未払い金が残るのである。

小作人がこのような状態にある場合には、勤労および人口抑制への動機はきわめて弱いものとなる。「たとえ彼が借り受けている小地面の生産物を格別の努力によって2倍にしたとしても、またたとえこの生産物を食べてしまう子供を生むのを思慮深く控えたとしても、彼がそれから得るものは、ただ地主に支払いうるものが前よりも多くなるということだけである。ところが、仮に彼に20人の子供があつたとしても、なお彼らがまず食事を与えられ、地主はただ残ったものを取りうるだけであろう。…これ以上に労働への動機を欠き、自制への動機を欠く状態というものは、想像することさえできない」[PE,pp.318~319,239頁]。ひとつの事実を説明するということは、その事実の原因を指摘することにほかならない [SL,p.464,4-319頁]。ミルによれば、アイルランドにおける産業の停滞と民衆の貧困とは、入札小作制という制度的状況と、その下での人々の動機とから説明されるべきものであった。アイルランドの産業が停滞しており、アイルランドの民衆が自分の生活を改善しようとする精力を欠いていることについて、そのような事態をケルト人の民族的素質から説明しようとする見解もあったわけであるが、そのような見解はもちろんミルの支持するところではなかった。この見解は、一致法の条件さえも満たしてはいない。つまり、ケルト人と怠惰とがづねに伴うということはないのである。「イングラ

ンドにも、アメリカにも、アイルランド人ほどよく働く労働者はいない。しかしそれは、入札小作制の下においてではないのである」[PE,p.319,2-241頁]。問題はあくまでも、入札小作制をどのような制度によって置き換えるのか、ということなのであった。

社会哲学という場合、そこには科学だけではなく実践的な技術 (art) も含まれることになる。ミルの場合、「アイルランドの民衆の生活を改善すべきである」という目的は、究極的には彼の功利主義思想から出てくるはずであるが、それが与えられている場合、その目的を実現するための手段を教えることは科学の課題となる。経済学者としてのミルは、資本家的大農業制よりも自作農制の方が、その手段として優れていると主張するのである。「アイルランドも知らなければ海外のどの国をも知らないために、イングランドの慣行を、社会的経済的優越の唯一の尺度とみなしている人々は、アイルランドの窮状に対する唯一の救済策として、入札小作人の雇用労働者への転形を提案している。しかし、これはむしろアイルランドの農業を改善する方策であつて、アイルランド民衆の生活状態を改善する方策ではないのである。日雇労働者の地位は、将来に対する配慮や節儉や自制の習慣を欠いている人々に、これらの習慣を与えるだけの魅力はないのである」[PE,p.326,2-253頁]。

「土地を耕作する人に対してその土地に対する永続的な利害関係を与えるということは、疲れを知らない精励を保証する手段としてほとんど確実なものである。また、過剰人口に対しても、間違いがないとはいえないまでも、今日までに知られている最善の予防策なのである。この方法が失敗するような場合には、他のどのような方法を用いても、おそらくさらにはなだしい失敗に終わるであろうし、その弊害は単なる経済的救済策では克服しえないものとなるであろう」[PE,p.327,2-254頁]。自作農制をアイルランドに導入するにあたっては、その実行可能性についても考慮しなければならないわけであるが、

それを考慮してもなお、ミルは自作農制の導入を最善のものと考えていたのである。

結語

ミルによれば、分配の法則も法則である限り恣意的なところはなく、生産の法則と同じように物理的法則の性格をもっている。しかし、そのような分配の法則が成り立つためには、人々が特殊な分配の規則にしたがって行為を行うのでなければならない。ここで分配の規則とは、生産要素の所有関係と競争とを指しており、したがって、分配の法則が変更可能であるというのは、この分配の規則が変更可能であるということの意味していたのである。『原理』における分配の法則は、労働者・資本家・地主という三階級からなる社会と競争の全面的な作用とを仮定して考察されるのであるが、このような仮定は、現実の社会と正確に一致するものではない。つまり分配の法則は、仮説的・抽象的な舞台を想定して、考察されていたのである。個々の法則は、さらにいくつかの舞台装置となる仮定を設定して、演繹的に導き出される。このことは、いわゆる賃金基金説についても当てはまり、この説もまた多くの仮定を背後にもっていたのである。賃金基金一定という仮定は、平均賃金を引き上げるためには人口の抑制が必要であることを、鮮明に示すために用いられた。しかしこの仮定は、仮説的・抽象的な舞台において変更可能なものであり、事実ミルは労働組合の役割を明らかにするために、仮定の変更が必要であることを認めた。したがって、賃金基金説は撤回されたのではなく、いくつかの可能な仮定をもつものとして相対化されたのである。

『原理』第2篇「分配論」には、農業制度に関する議論をはじめとして、おびただしい事実とそれに基づく帰納的一般化とが含まれている。しかし、この部分もミルの経済学方法論と不整合というわけではない。というのは、ここでもミルは、制度的状況と富の欲望とから演繹的に

結論を導き、その結論を経験的法則によって検証するという手続きをとっているからである。問題となるのは、この検証の部分が他の箇所と不釣り合いなほどに大きなものとなっている点である。これは、『原理』が社会哲学への応用をひとつの課題としていたことに関係している。すなわち、アイルランドにおける入札小作制を廃止して、自作農制を導入すべきであるというミルの主張を、説得力のあるものにするために、自作農制が農民の勤労と人口の抑制とを実現する制度であることを、演繹によって論証するだけではなく、事実によって十分に検証する必要があったのである。

生産の法則と分配の法則とを対比して検討してみると、ミルが強調している相違点のほかに、両者の類似点も明らかになる。生産の法則についてみると、生産要因の生産性および量の増加を与えられたものとすれば、生産増加という結果は技術的なものになるが、生産性および量の増加の原因が問題になる場面では、精神的原因がかなり関与することになり、その意味で人間の自由になる余地が存在する。他方、分配の法則についてみると、法則を成立させる枠組みである分配の規則は、確かに変更可能であるが、分配の法則が法則として成立する限りでは、個々人の意志を超えて貫徹する物理的法則の性格をもつことになる。それにもかかわらず、ミルがあえて相違点を強調したのは、時代の課題が生産の増加にではなく分配の改善にあると考えたからである、と思われる。その意味では、『原理』の全体が社会哲学の方向を向いていたということもできるのである。

【参考文献】

- [1] Blaug, Mark, *Ricardian Economics: A Historical Study*, New Haven: Yale University Press, 1958, 馬渡尚憲・島博保訳『リカード派の経済学—歴史的研究—』木鐸社, 1981年。
- [2] —, *Economic Theory in Retrospect*, 4th ed.,

- Cambridge: Cambridge University Press, 1985,
杉原四郎・宮崎犀一訳『経済理論の歴史(II)』東
洋経済新報社, 1984年, 原書第3版の翻訳。
- [3] Cairnes, John Elliott, *The Character and Logical Method of Political Economy* (2nd ed., 1875), London: Frank Cass & Co. Ltd., 1965.
- [4] —, *Some Leading Principles of Political Economy Newly Expounded* (1874), New York: Kelley, 1967.
- [5] de Marchi, Neil, John Stuart Mill Interpretation Since Schumpeter, in W.O.Thweatt (ed.), *Classical Political Economy: A Survey of Recent Literature*, Boston: Kluwer Academic Publishers, 1988.
- [6] Hausman, Daniel M., Classical Wage Theory and the Causal Complications of Explaining Distribution (1985), in D.M.Hausman, *Essays on philosophy and economic methodology*, Cambridge: Cambridge University Press, 1992.
- [7] Hollander, Samuel, *The Economics of John Stuart Mill*, Oxford: Basil Blackwell, 1985.
- [8] —, *Classical Economics*, Oxford: Basil Blackwell, 1987, 千賀重義・服部正治・渡会勝義訳『古典派経済学』多賀出版, 1991年。
- [9] Keynes, John Neville, *The Scope and Method of Political Economy* (4th ed., 1917), New York: Kelley, 1986, 濱田恒一訳『経済学の領域及方法』春秋社, 1940年。
- [10] Mill, John Stuart, *Collected Works of John Stuart Mill*, ed. by J.M.Robson et al., 33 vols., Toronto: University of Toronto Press, 1963-1991.
- [11] —, *A System of Logic: Ratiocinative and Inductive* (1st ed., 1843, 8th ed., 1872), in *Collected Works* Vols.VII-VIII, 大関将一・小林篤郎訳『論理学体系: 論証と帰納』全6分冊, 春秋社, 1949-1959年。
- [12] —, On the Definition of Political Economy; and on the Method of Investigation Proper to It, in *Essays on Some Unsettled Questions of Political Economy* (1844), in *Collected Works* Vol.IV, 末永茂喜訳『経済学の定義について, およびこれに固有なる研究方法について』(同訳『経済学試論集』岩波文庫, 1936年, 所収)。
- [13] —, *Principles of Political Economy, with Some of Their Applications to Social Philosophy* (1st ed., 1848, 7th ed., 1871), in *Collected Works* Vols.II-III, 末永茂喜訳『経済学原理』全5分冊, 岩波文庫, 1959-1962年。
- [14] —, Thornton on Labour and Its Claims, Part I and Part II (1869), *Collected Works*, V.
- [15] —, *Autobiography* (1873), *Collected Works* Vol. I, 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫, 1960年。
- [16] Negishi, Takashi, *The History of Economics: The Collected Essays of Takashi Negishi*, Volume II, Aldershot: Edward Elgar, 1994.
- [17] Schumpeter, Joseph A., *History of Economic Analysis*, New York: Oxford University Press, 1954, 東畑精一訳『経済分析の歴史』全7冊, 岩波書店, 1955-62年。
- [18] Senior, Nassau W., *An Outline of the Science of Political Economy* (1836), New York: Kelley, 1965, 濱田恒一訳『シニオア経済学』岩波書店, 1929年。
- [19] Smith, Adam, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1st ed., 1776, 5th ed., 1789), edited by R.H.Campbell, A.S. Skiknner and W.S.Todd, 2 vols., Oxford: Clarendon Press, 1976, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全2冊, 岩波書店, 1969年。
- [20] Thornton, William T., *On Labour: Its Wrongful Claims and Rightful Dues, Its Actual Present and Possible Future*, London: Macmillan, 1869.
- [21] Vint, John, *Capital and Wages: A Lakatosian History of the Wages Fund Doctrine*, Aldershot: Edward Elgar, 1994.
- [22] 荒牧正憲「J. S. ミルの『社会哲学』をめぐって」(九州大学『経済学研究』第42巻合併号, 1977

- 年).
- [23] 佐々木憲介「J. S. ミルの具体的演繹法(1)(2)」(北海道大学『経済学研究』第43巻第3号, 1993年, 第44巻第1号, 1994年).
- [24] —, 「J. S. ミルにおける生産の法則」(北海道大学『経済学研究』第44巻第4号, 1995年).
- [25] 白井孝昌「ケインズ『一般理論』私注:賃金基金説の系譜について(1)(2)」(北海道大学『経済学研究』第34巻第1号, 第2号, 1984年).
- [26] 高島光郎「ジョン・スチュアート・ミルにおける論理学と経済学(上), (下)」(福島大学『商学論集』第32巻第1号, 1963年).
- [27] 立川潔「J. S. ミルの社会科学方法論と経済学」(中央大学『経済学論纂』第27巻第5合併号, 1986年).
- [28] 出口勇蔵『経済学と歴史意識』ミネルヴァ書房, 1968年.
- [29] 深貝保則「J. S. ミルの経済と倫理—科学・経済人・功利性—」(『山形大学紀要(社会科学)』第21巻第1号, 1990年).
- [30] 馬渡尚憲「J. S. ミル研究」(『経済学史学会年報』第25巻, 1987年).
- [31] —, 「J. S. ミル『原理』の目的」(東北大学『研究年報・経済学』第50巻第1号, 1988年).
- [32] —, 「J. S. ミル『原理』の構成」(東北大学『研究年報・経済学』第50巻第2号, 1988年).
- [33] —, 「J. S. ミルの分配論」(広島大学『経済論叢』第16巻第1・2号, 1992年).